

実施方針に関する質問回答									
No	頁	章	節	項	項目名	内容	回答		
1	2	2			事業費	事業費は公告の際に上限額として提示されるとの認識でよろしいでしょうか。また委託、請け負う契約それぞれに提示されるとの認識でよろしいでしょうか。	公告時に設計業務委託契約に係る上限額と建設工事請負契約に係る上限額を提示します。		
2	2	2	6)	ア)	業務内容	詳細設計業務の完了は、何を基準にして完了となるのかご教示をお願いいたします。	設計図書を発注者に提出し、完了検査に合格することを基準とします。		
3	2	2	7)		事業期間	既設管の撤去以外は令和9年3月31日までに完了との記載がありますが、設計後の管路更新工事が約2年で完了することは難しいと想定されます。管路更新工事の工期も令和10年3月31日までとしていただけませんか。	事業期間については、変更を含め現在検討中です。 募集要項にて決定したものを記載します。		
4	2	2	7)		事業期間	事業期間について設計から工事完了（※但し既設管撤去を除く）まで2年間で完了させることになっています。本事業には特殊横断箇所が全部で19箇所と多くあり、測量・地質調査等で6ヶ月、関係機関協議及び設計計画・詳細設計・撤去設計で1年の期間が必要と考えます。したがって、設計業務だけで1年半の期間が必要であり、管路工事を含めて事業を2年間で完了するのは難しいと考えられます。事業期間を延長することは可能でしょうか。	No.3の回答のとおりです。		
5	2	2	7)		事業期間	管路更新工事（既設管の撤去工事以外）の工事が令和9年3月31日を超えてしまった場合のリスクは貴組合側としていただけませんか。	リスク分担についても事業期間が決まり次第、決定します。		
6	2	2	7)		事業期間	「撤去工事以外は令和9年3月31日までに完了のこと」とありますが、新設埋設管路区間の舗装本復旧工事も上記期間に含まれますか？また、設計時又は施工時に上記期間までの完了が困難であることが判明した場合、工期延長は可能ですか？加えて、公告以降、応札時にも同様に工期延長を前提にした提案は可能でしょうか。	前段、中段はNo.4の回答のとおりです。 後段は不可です。		
7	3	2	8)	エ)	工事請負契約	設計単価は設計完了時の最新単価を採用するものと考えておりますがよろしいでしょうか。また、スライドの基準日は当該事業費（上限価格）算定時と考えておりますがよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段は、本事業では詳細設計において工事費を算定し、提案書類に示す工事額（提案工事価格）と見積上限価格との比率により、工事請負契約を変更します。そのためインフラスライドでは、この変更契約時の金額を基準としてスライド額の算定等を行います。		
8	4	3			対象施設	JR軌道横断が3か所含まれると記載がありますが、JR軌道横断工事は協議に時間がかかることが予想されるため、工期が事業期間内（撤去本舗装を含む3年間）に間に合わない可能性があります。JR軌道横断は本事業から除外するとしていただけませんか。	JR軌道横断工事については、除外いたします。		
9	4	3			対象施設	※に工区設定は事業者提案とするとの記載がありますが、落札後の実際の設計及び工事は提案時の工区設定通り進めることができるとの認識で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。		
10	4	3			対象施設	事業費は工区毎に費用を積算していると考えておりますがよろしいでしょうか。工区を事業者で設定した場合も同様の積算条件を想定しておりますがよろしいでしょうか。	本事業の工事費は工区分割せず、一括で積算しています。 建設工事請負契約は工区別で契約するのではなく一括で契約するため、それを考慮して積算してください。		
11	4	3			対象施設	吉田ルートと燕ルートがありますが、どちらのルートを先に施工開始し、どちらのルートを先に工事完成しなければいけない、というような優先順位はありますでしょうか。	優先順位はありません。応募者からの提案を求めます。		
12	5	4	1)	ア)	応募者の構成	建設企業（県内）と地元企業については、構成員になることよりも、協力企業として業務を行っていただくことに期待するところが大きいと考えます。建設企業及び地元企業においては、応募者構成に入らずとも協力企業にて入ること（明示すること）にて、参加を認めてもらえませんか？	実施方針に記載のとおり、建設企業及び地元企業においては、協力企業のみでの参加は不可です。		
13	5	4	1)	ア)	応募者の構成	JVの構成は、管材企業、建設企業、地元企業による3社JVと考えてよろしいでしょうか。	建設工事請負契約については、管材企業、建設企業、地元企業による3社以上のJVとします。		
14	5	4	1)	ア)	応募者の構成	JVの1社あたりの最低出資比率の指定はありますでしょうか。指定がありましたらご教示をお願いします。	出資比率の基準はありません。		
15	5	4	1)	ア)	応募者の構成	「応募者は、設計企業、管材企業、建設企業及び地元企業を含むものを基本とする」とありますが、基本協定の締結はこれら4社によるJVである必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
16	5	4	1)	イ)	応募者の構成	建設企業（県内）と地元企業（市村内）を同一企業とすることを認めてもらえませんか。	実施方針のとおり、4社を基本とします。		
17	5	4	1)	ウ)	応募者の構成	協力企業は、燕市又は弥彦村内の本店企業でなければ認定されないのでしょうか。	協力企業の条件は特にありません。		
18	5	4	2)		事業スキーム	ケース①及びケース②で「※2建設工事請負契約は、管材企業、建設企業、地元企業によるJVと締結する。」と記載されていますが、特定JVと考えてよろしいでしょうか。また、施工方式は「甲型JV」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
19	5	4	2)		事業スキーム	ケース①及びケース②で「※2建設工事請負契約は、管材企業、建設企業、地元企業によるJVと締結する。」と記載されていますが、プロポーザル公告時にはJV協定書様式は公表していただけないと考えてよろしいでしょうか。	公表予定はありません。		
20	6	5	1)	ア)	応募者の応募資格要件	本事業に係る応募資格審査書類の提出期限の最終日(以下、「応募資格要件確認基準日」という。)から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。とありますが、この営業停止の対象工種が各構成企業に求められている(例として管材企業の「土木一式及び管工事業」)工種以外であれば入札参加は可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです		
21	6	5	1)	ア)	応募者の応募資格要件	本事業に係る応募資格審査書類の提出期限の最終日(以下、「応募資格要件確認基準日」という。)から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。とありますが、この営業停止対象範囲が国土交通省北陸地方整備局管内での営業停止でなければ本事業参加は可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
22	6	5	2)		代表企業に必要な資格要件	本事業はDB方式による複数年事業であり難易度が高い工事であるため、代表企業には同口径以上の管路DBの実績が必要と考えますがいかがでしょうか。	ご意見として承ります。		
23	6	5	2)	イ)	代表企業に必要な資格要件	設計契約業務期間中においては、代表企業の監理技術者及び現場代理人は、現場常駐義務は無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
24	6	5	2)	イ)	代表企業に必要な資格要件	建設工事請負契約時に、現場常駐義務の発生する時期をもって監理技術者及び現場代理人の変更は可能との理解で宜しいでしょうか。	原則は不可です。ただし、合理的な理由及び同等の技術力を持った監理技術者及び現場代理人を用意できる場合かつ発注者との協議により途中交代を認めます。		
25	6	5	2)	イ)	代表企業に必要な資格要件	統括責任者、監理技術者、現場代理人はそれぞれ別の人物を配置してもよろしいでしょうか。	問題ありません。		
26	6	5	2)	イ)	代表企業に必要な資格要件	現場代理人は、1級土木施工管理技士等の国家資格を保有していなければならないのでしょうか。	現場代理人に資格要件は求めています。		
27	6	5	2)	イ)	代表企業に必要な資格要件	統括責任者は、契約後、途中交代することは可能でしょうか。	原則は不可です。ただし、合理的な理由及び同等の技術力を持った統括責任者を用意できる場合かつ発注者との協議により途中交代を認めます。		
28	6	5	2)	イ)	代表企業に必要な資格要件	現場代理人は、契約後、途中交代することは可能でしょうか。	原則は不可です。ただし、合理的な理由及び同等の技術力を持った現場代理人を用意できる場合かつ発注者との協議により途中交代を認めます。		
29	6	5	2)	イ)	代表企業に必要な資格要件	監理技術者は、契約後、途中交代することは可能でしょうか。	原則は不可です。ただし、合理的な理由及び同等の技術力を持った監理技術者を用意できる場合かつ発注者との協議により途中交代を認めます。		
30	6	5	2)	エ)	代表企業に必要な資格要件	「統括責任者は監理技術者を兼ねることができる。」と記載されていますが、統括責任者は現場代理人を兼ねることはできませんでしょうか。	5 2) オ) もしくはカ) を満たす者であれば可能です。		

No	頁	章	節	項	項目名	内容	回答
31	6	5	2)	エ)	代表企業に必要な資格要件	統括責任者は、監理技術者及び現場代理人を兼ねることはできますでしょうか。	5 2) オ) もしくはカ) を満たす者であれば可能です。
32	6	5	3)	ア)	管材企業に必要な要件	グループ企業でダクトイル鉄管の製造をおこなっている事業者とありますが、出資比率など、グループの定義を教えてください。	グループ企業の定義は①～④のとおりです。 ① 子会社又は関連会社に直管製造メーカーを有する場合 ② 直管製造メーカーの議決権を10%以上保有し、取引関係・業務提携などの事業活動の関係性を有する場合 ③ 直管製造メーカーと同じ持株会社のグループ企業群に属する場合 ④ 直管製造メーカーと出資、人事、資金、技術、取引等の関係があり、グループ企業として事業活動を行っていることが認められる場合
33	7	5	4)	イ)	建設企業に必要な資格要件	「有資格業者名簿」とは、燕・弥彦総合事務組合様の令和5・6年度有資格業者登録名簿という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	7	5	4)	ウ)	建設企業に必要な資格要件	統括責任者と現場代理人と監理技術者の専任義務が発生するのは、建設工事請負契約の締結日からと考えてよろしいでしょうか。	統括責任者には専任義務はありません。監理技術者と現場代理人の専任義務については「監理技術者制度運用マニュアル」に基づくものとします。
35	7	5	4)	ウ)	建設企業に必要な資格要件	統括責任者、現場代理人、監理技術者として申請予定としている者が、現在コリンズ登録されている工事に従事していても、当事業の配置予定技術者として申請してもよろしいでしょうか。	可とします。
36	7	5	4)	ウ)	建設企業に必要な資格要件	配置する主任（監理）技術者は、「キ）平成17年度から応募資格要件確認基準日までの間に、地方公共団体が発注する水道事業又は工業用水道事業における口径400mm以上の送水管又は配水管の布設工事の元請としての完成実績があること。」のような施工経験は求められていないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	7	5	4)	カ)	建設企業に必要な資格要件	技術者不足の理由により、コンソ組成が困難になる可能性も考えられます。コンソ組成の門戸を広げるという意味で、建設企業に求められる経審が土木、管工事で1,100点以上の基準を下げて（例えば1,000点以上として）いただけませんかでしょうか。	建設企業に求める経審は土木、管工事で1,000点以上とします。
38	7	5	4)	カ)	建設企業に必要な資格要件	管材企業が代表となる場合は、管材企業から監理技術者を出すことになります。そのケースにおいては管材企業の経審において土木もしくは管において基準の点数を満たしていれば、建設企業へは経審〇点以上を求めないとしていただけませんかでしょうか。	ご意見として承ります。
39	7	5	4)	キ)	建設企業に必要な資格要件	管材企業が代表となる場合は、管材企業から監理技術者を出すことになります。そのケースにおいては管材企業が口径400mm以上の送水管または配水管の布設工事元請け実績があれば、建設企業へは元請け実績を求めないとしていただけませんかでしょうか。	可とします。
40	8	5	4)	キ)	建設企業に必要な資格要件	「平成17年度から応募資格要件確認基準日までの間に、地方公共団体が発注する水道事業又は工業用水道事業における口径400mm以上の送水管又は配水管の布設工事の元請としての完成実績があること。」と記載されていますが、地方公共団体とは新潟県外の実績でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	8	5	5)	イ)	設計企業に必要な資格要件	「有資格業者名簿」とは、燕・弥彦総合事務組合様の令和5・6年度有資格業者登録名簿という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	8	5	5)	ウ)	設計企業に必要な資格要件	管理技術者及び照査技術者の配置期間はどのように考えればよろしいでしょうか。契約後、専任及び常駐しなければならないのでしょうか。	設計業務期間中は配置してください。なお、管理技術者及び照査技術者の専任及び常駐義務はありません。
43	9	5	6)	ア)	地元企業に必要な資格要件	「有資格業者名簿」とは、燕・弥彦総合事務組合様の令和5・6年度有資格業者登録名簿という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	9	5	6)	ア)	地元企業に必要な資格要件	主任技術者を専任で配置できることとあるので、2級土木施工管理技士を有していればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	9	5	7)	ア)	応募者の制限	重要給水施設管路耐震化事業に係る事業者選定委員会の委員名簿は、プロポーザル公告時に公表されるのでしょうか。	公表予定はありません。
46	10	6			事業者の募集及び選定の手順及び日程	現場見学会や説明会の開催は無しと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	11	7	2)		費用負担	提案書類およびプレゼンテーションは、本件の工事内容や規模等を勘案の上、過度にならない分量にさせていただきたく、よろしくお願いします。	ご意見として承ります。
48	11	7	4)		著作権	「本組合に提出された資料は…公開することができる。」とありますが、部分的に黒塗り等の対応をしていただけてと考えてよろしいでしょうか。また、公表する際には応募者と組合とでどこを黒塗りするか等の協議の場が設けられると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	11	7	4)		著作権	「本組合に提出された資料は、本組合情報公開条例に基づき、公開することができる」とありますが、公開する内容については応募者の同意が得られたものに限るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	13	8	3)	ア)	提案価格・基礎審査	見積上限価格はプロポーザル公告時に公表されるのでしょうか。	公表します。
51	13	8	3)	ア)	提案価格・基礎審査	最低制限価格は設定されているのでしょうか。また、プロポーザル公告時に公表されるのでしょうか。	最低制限価格はありません。
52	13	8	3)	ア)	提案価格・基礎審査	提案価格が著しく低い場合は価格調査や懲罰措置はあるのでしょうか。	公告時に示します。
53	13	8	3)	ア)	提案価格審査	見積上限価格には、設計業務委託と建設工事請負のそれぞれについて設定されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	13	8	4)		選定委員会	選定委員会とは、重要給水施設管路耐震化事業に係る事業者選定委員会と同一と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	13	8	5)		プレゼンテーションの実施	プレゼンテーションの詳細（実施方法、日時など）はプロポーザル公告時に公表されるのでしょうか。	2月中の予定ですが、プロポーザル参加者へ決定次第ご連絡いたします。
56	15	9	1)		契約の条件	「本事業に係る翌年度以降の水道事業予算において、(中略)契約を行わない」とありますが、これは基本契約協定締結前においてのみ適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	16	10	1)		事業契約の概要	「提案書類に示す工事額(提案工事価格)と見積上限価格との比率を踏まえた実施設計工事額」とありますが、ここでいう見積上限価格とは建設工事請負費用のみが対象という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項で明記します。
58	16	10	1)		事業契約の概要	詳細設計後、見積上限価格を上回る設計価格になった際でも許容頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	詳細設計の内容が妥当である場合は許容いたします。
59	17	11	3)		費用の支払方法	各年度の出来高の上限額は設定されているのでしょうか。	各年度の出来高上限額は設定いたします。
60	17	11	4)		物価変動により工事費の変更	契約後、物価変動により、労務単価等が提案価格と大幅に変更される可能性が高いですが、その際も契約変更協議していただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	17	11	4)	ア)	物価変動による工事費の変更	「各種契約書」とは設計業務委託契約と建設工事請負契約の2つのことですか？また、プロポーザル公告時に公表される契約書(案)に物価変動に関する詳細事項が記載されるとの理解で宜しいでしょうか。	基本協定書（案）、設計業務委託契約書（案）、建設工事請負契約書（案）を公告時に公表する予定です。ご質問の件についても、可能な限り記載する予定ですが、記載内容に疑義が生じた場合は、公告後に質問してください。
62	19	12	2)		予想されるリスクと責任分担	制度関連に「行政指導」とありますが、具体的にはどのような行政指導が考えられますでしょうか。	具体の想定はありません。
63	20	12	2)		予想されるリスクと責任分担	本事業には国道横断やJR横断などが含まれており、要求水準書案には事前協議を実施しているとの記載があります。それでも国やJR等との協議が難航し事業完了遅延や設計費が増大した場合は、どちらのリスク分担となるのでしょうか。	事業者の事由による関係機関との協議、調整の遅れを原因とした工期遅延や設計費の増大リスクについては、事業者の負担となります。事業者の事由によらない場合は発注者のリスクとなります。
64	23	14			その他	プロポーザル公告日は事前に公表されますでしょうか。	プロポーザル公告日は決定次第、組合ホームページにてお知らせします。

要求水準書（案）に関する質問回答									
No	頁	章	節	項	項目名	内容	回答		
1	1	2	1	5)	実施方式	DBでの事業方式対応に当たり、基本設計図書および数量の開示をお願いしますでしょうか。	基本設計図書は実施方針等の公表の段階で貸出しています。工事数量は公告段階で開示します。		
2	4	2.1	8)		管路の起終点	吉田浄水場内の既設管と接続するとありますが、吉田送配水場内の既設管と接続すると考えてよろしいでしょうか。また、詳細な位置は今後提示いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	吉田送配水場は別途事業において改修工事中であり、本事業開始時ににおいて改修後の場内配管図を提供いたします。当該資料に基づき接続箇所については、詳細設計において受発注者間で協議の上決定します。		
3	4	2.1	8)		管路の起終点	終点は、耐震管に更新済みの基幹管路とする。とありますが、不断水で接続できる長さの直管部の詳細位置は今後提示いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	不断水で接続できる長さの直管部の詳細位置は今の基本設計図で示しています。		
4	4	2	7)		表2-1 対象施設の概要	新設する管路及び撤去する既設管路に、分岐部又は給水管との接続部はないものとの理解で宜しいでしょうか。	分岐部は基本設計図をご確認ください。給水管はご理解のとおりです。		
5	4	2	8)		管路の起終点	既設管は断水不可となっていますが、既設管撤去と新設管敷設の並列作業は可能でしょうか。不可の場合、新設管路が全て更新されない限り、既設管撤去等は不可との理解で宜しいでしょうか？	前段は不可です。後段はご理解のとおりです。		
6	5	2.2			事業者が行う業務範囲の概要	設計区分に交付金申請書等作成業務が含まれておりませんが、本事業の設計業務は交付金の対象ではないということでしょうか。設計業務が交付金の対象業務である場合、設計区分にも同様に交付金申請書当作成業務が発生すると考えますがいかがでしょうか。	設計業務は交付金対象ですが、設計区分の交付金申請書等作成業務は本事業には含まれません。		
7	5	2.2			事業者が行う業務範囲の概要	※に記載のある追加調査を実施することになった場合は、設計変更の対象と考えておりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
8	5	2	2		表2-2 事業者が行う業務範囲 の概要	「設計図書及び工程の変更」は施工中の想定していない事象によるものであることから、備考欄にある変更対応には、契約金額の変更も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
9	5	2	2		//	設計、工事「工事に伴う各種許認可等の申請業務」市や国、県、東日本旅客鉄道ほかに対する占用許可の申請者・許可を受ける者は市であることから、占用申請は除外という理解で宜しいでしょうか。	発注者が申請を行う必要があるものについては、受注者は各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成まで行ってください。		
10	8	3	1	4)	各許可申請・届出等 表3.1 各種届出一覧	占用については申請者・許可を受ける者はご発注者様であることから、占用申請を事業者が行うことはできませんが、これについてはどの様に理解すれば宜しいでしょうか。	No.9の回答のとおりです。		
11	8	3	1	3)	積算基準	積算基準においても前項2)「基準、仕様等」と同様に積算時および出来高精算時において「全て最新版とする」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
12	9	3	1		表3-1 各種届出等一覧	東日本旅客鉄道との近接協議において、必要な書類や協議スケジュール等をご教示願います。また、軌道下推進の設計及び工事を委託又は請け負わせる特定の企業がありましたら企業名も併せてご教示願います。	JR軌道横断工事については、事業から除外いたします。		
13	9	3.1	4)		各種届出一覧表	表3-1の各種届出一覧表に対して、基本設計業務で事前に協議はすべて実施済みとの認識でよろしいでしょうか。実施していない協議がある場合、本事業の協議に時間がかかることが想定されるため、対象路線や工期の見直しが必要と考えております。	前段については、県道、国道、JR、河川管理区域に布設する箇所は、基本設計時に関係機関との協議を完了しています。協議内容についても、基本設計時に議事録作成して記録を残しております。後段については、関係機関協議の結果に応じて、対応方法を受発注者間で決定します。		
14	10	3.2	1)	オ)	設計図作成	(2)「平面図は、測量における平面図及び道路台帳に基づいて」とありますが、道路台帳（市道）のDMデータ（1/500）は支給して頂けるのでしょうか。	閲覧資料の基本設計図と同様ですので、支給可能です。		
15	11	3.2	1)	イ)	調査	(5) 測量調査について、中心線測量・縦断測量・横断測量の測点間隔をご教示願います。	中心線測量の測点間隔は20m、横断測量は幅45m・間隔20mと想定しています。		
16	11	3.2	1)	イ)	調査	(6) 地質調査について、推進工1箇所当り発進立坑側、到達立坑側のボーリング2本を計上されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。		
17	11	3.2	1)	イ)	調査	(7) 試掘調査について、現時点で想定されている箇所数をご教示願います。	48箇所と想定しています。		
18	15	3.2	1)	セ)	(2)会計実地検査対応の支援	本事業の交付金対象業務の詳細（路線や業務）をご教示ください。	新設管布設は全路線が交付金対象業務です。既設管撤去は交付金業務対象外です。設計書の作成が主な業務です。		
19	15	3	1)	セ)	(3) 設計変更への対応	設計変更の原因が発注者様側にあるときの費用負担は発注者様にあるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
20	16	3	3.2	2)	エ) 工事関係書類の提出	燕・弥彦総合事務組合様の指定様式があれば、プロポーザル公告時には公表していただけるのでしょうか。	事業開始後に公表します。		
21	18	3.2	2)	キ)	作業日及び作業時間について	(1)通勤通学時間帯は具体的に何時を想定していますでしょうか。また、積算時の条件において、通勤通学時間帯を考慮した作業時間帯で積み上げを行っているとは認識しておりますがよろしいでしょうか。	時間帯は6時半から8時半頃を想定しています。登校する児童の安全の観点から記載しております。費用の計上はしていません。		
22	18	3.2	2)	キ)	作業日及び作業時間について	灌漑期の作業制限等、現時点で農作業者との協議で想定される条件があればご教示ください。また、協議のうえ制限が発生した場合、その制限を考慮した費用や工期の変更が認められると考えておりますがよろしいでしょうか。	前段は、4月から5月、9月から10月と想定されます。後段は、ご理解のとおりです。		
23	18	3	カ)	4)	完成検査	「本組合が修補の必要が有ると認め」の記述に関し、その原因が発注者様側にあるときの費用負担は発注者様にあるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
24	18	3	キ)	1)	作業日及び作業時間について	本事業は週休2日(4週8休)適用対象との理解で宜しいでしょうか。	週休2日(4週8休)適用対象です。		
25	21	2	(3)	ヌ)	交付金申請業等作成業務	初年度の交付金申請にかかる業務は発注者で実施するとの認識でよろしかったでしょうか。	業務内容に含まれますので、受注者で対応することになります。		
26	21	3.3	2)	ア)	施工の契約不適合	管路等の基本的性能に関する契約不適合期間を10年とするとありますが、通常の契約約款と同様に2年としていただけませんかでしょうか。	記載のとおり、10年とします。		
27	21	3	2	2)	工事業務 ヌ)交付金申請書等作成業務	交付金の申請に必要な申請書および報告書類等とはどの様なものが考えられますでしょうか。	業務開始後に提示します。		
28	21	3	3	2)	施工の契約不適合 ア)	「水道工事の目的物である管路等の基本的性能に関する契約不適合については、契約不適合期間を原則10年とする。」とありますが、これは、故意または重大な過失に限定されているという理解で宜しいでしょうか。また、「基本的性能」の範囲についてご教示願います。	前段はご理解のとおりです。基本的性能については、要求水準書第4章に記載の事項とお考え下さい。		
29	23	4.2	1)	オ)	家屋調査の費用について	調査対象家屋は詳細設計に基づき決定するものと記載されているため、詳細設計費用積算時に家屋調査費用も積み上げなおすと考えておりますがよろしいでしょうか。	基本設計時には、推進工法時の影響範囲に含まれる戸数を対象に、燕地区3戸、吉田地区24戸を家屋調査の対象としています。		
30	23	4.2	1)	カ)	一般事項	管網計算等の解析作業が必要となる場合は、別途業務とする。とありますが、解析作業は応募者が別途業務で実施するのでしょうか、貴組合が別途業務で実施してくださるのでしょうか。	受発注者間で協議の上決定します。		
31	23	4	2	1)	一般事項 オ)家屋調査	「開削工事にあつては口径500mm以上の路線」とありますが、今回の管口径は400mm以下ですので、本文は対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
32	23	4.2	1)	ア)	一般事項	「管路の設計水圧は、1.3Mpaとする」とありますが、p 4 2.1 8)に平均力（設計水圧1.5Mpa）とあり、相違があります。本業務の設計水圧をご教示願います。	要求水準書に示します。		
33	24	4.2	3)	コ)	埋設管	「現場条件からやむを得ず同位置に布設する必要がある場合は、仮設配管を設置、当該区間の既設配水管の撤去を行う」とありますが、設計の段階で同位置に布設する事になった場合、設計業務の内容変更（費用含む）をして頂けたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
34	24	4.2	3)	コ)	埋設管	埋設管の要求事項に給水管についての記載がありません。給水管の設計は含まずと考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。		

No	頁	章	節	項	項目名	内容	回答
35	24	4.2	3)	コ)	埋設管	「撤去が必要な個所は別紙2を確認すること」とありますが、公表された資料に別紙2がありません。公表をお願いいたします。	9/6にホームページ上に公表しましたのでご確認ください。
36	25	4.2	3)	ス)	埋設管	本復旧までの具体的な養生期間をご教示ください。	1 か月と考えます。
37	25	4.2	3)	ソ)	埋設管	国道、県道及び河川占用等について事前協議を実施しているとありますが、軌道横断に関してＪＲとの事前協議は実施しているか教えていただけますでしょうか。	実施しています。
38	25	4	2	3)	埋設管 ス)	事業期間の最終年度は十分な養生期間を設けずに本復旧を行うという理解で宜しいでしょうか。また、その時の沈下等の責は事業者に無いという理解で宜しいでしょうか。	事業期間については、変更を含め検討しております。沈下等の責については状況によると考えます。
39	27	5.3			モニタリングの方法	モニタリングで提出が必要となる資料については貴組合の様式に従うと推測しますが、その様式は提示いただけるのでしょうか。	様式については、事業開始後、受発注者間で協議の上決定します。
40	27	5	3		モニタリングの方法	「本組合が定めた方法に従ってモニタリングを行い」とありますが、「本組合が定めた方式」をご教示願います。	方式については、事業開始後、受発注者間で協議の上決定します。